

女性活躍推進法に基づく情報公開

対象期間：2025 年 10 月 1 日～2026 年 9 月 30 日

① 男女間賃金差異

(男性の平均賃金を 100%とした場合)

区分	男女間賃金差異
全労働者	71%
正社員	80%
パート・有期雇用	68%

※男女間賃金差異は、男性の平均賃金に対する女性の平均賃金の割合を示しています。

※男女間の賃金差異は、勤続年数、職種、役職、雇用形態等の構成の違いが主な要因となっています。

※全労働者における男女間賃金差異については、男女間の雇用形態・職種等の構成比の違いが影響しています。特に、当社では女性のパート・有期雇用労働者の割合が高いことから、全労働者の数値にその影響が反映されています。

※当社では、同一職務・同一の賃金制度において、性別を理由とした賃金差は設けていません。

② 女性管理職比率

区分	割合
管理職に占める女性の割合	14%

【算定方法】

女性管理職数 ÷ 管理職総数 × 100

③ 男女別育児休業取得率

区分	育児休業取得率
男性	100%
女性	100%

【算定方法】

対象期間中に育児休業取得要件を満たした労働者のうち、実際に育児休業を取得した者の割合です。

※育児休業を 1 日以上取得した場合を「取得」としています。

※対象者数が少ないため、数値が変動しやすい場合があります。